平成３０年（フ）第６５号
相模原市南区相模台団地７番３－104号
債務者　佐藤　孝永
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第４号
大分県中津市大字加来2283番地84　パークタウンＢ　101
債務者　石橋　由美（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成30年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月10日午後１時20分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成３０年（フ）第６７２号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番35―204号
債務者　池田　美穂（旧姓西津）
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７６８号
大阪市鶴見区諸口１丁目14番11―403号
債務者　櫻間　英美
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９３１号
大阪府東大阪市荒本新町２番16―410号
債務者　森田　一光
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４５号
岡山市南区当新田116番地３　フラッツマイライフＡ棟102
債務者　松田　隆利
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１３号
東京都東村山市本町４丁目15番地本町アパート６―802
債務者　澤田　梨夏
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２２８号
東京都国立市富士見台３丁目23番地の16エクセル富士402
債務者　村上　奈未
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３５号
静岡市清水区木の下町173番地　カーサフェリーチェ207号
債務者　中村　文香
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０５号
東京都八王子市台町１－２－18アイディーコート八王子台町107、住民票上の住所東京都八王子市西寺方町637番地８
債務者　松澤　綾子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月23日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１２４号
東京都昭島市拝島町３丁目11番６－715号
債務者　佐々木いちご
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２５６号
東京都西東京市芝久保町２丁目９番６－310号
債務者　伊藤　武史
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２６５号
東京都多摩市豊ヶ丘６丁目３番地１－108
債務者　岡田　年子
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２６６号
東京都多摩市豊ヶ丘６丁目３番地１－108
債務者　岡田　幸恵
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２９５号
東京都小平市上水本町６丁目12番12号
債務者　佐藤　喜枝
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３１３号
東京都八王子市椚田町578番地３カーサ・アカシヤ202号
債務者　松田　梨乃（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部